

鳥取県手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、障がい児者の福祉の増進又は社会参加を目的として活動する県内の障がい児者福祉団体が負担する手話通訳者等の派遣費用及び点字資料等の作成費用を支援することにより、もって当該団体の円滑な運営に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる者が行う同表の第2欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、申請年度に実施する補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)から補助事業に伴う収入(本補助金を除く。)の額を控除した額と、補助対象経費の額に同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額のいずれか低い方の額(ただし、別表の第5欄に定める額を限度とする。)以下とする。

なお、交付決定以前に執行済みの経費についても、申請年度内に執行した経費であって、知事が補助事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費に含めるものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年度6月末日までに行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額から補助事業に伴う収入(本補助金を除く。)の額を控除した額と、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額のいずれか低い方の額(ただし、別表の第5欄に定める額を限度とする。以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とす

る。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金額の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月30日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの交付要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は福祉保健部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年11月16日から施行し、平成30年度事業から適用する。

2 平成30年度における交付申請は、第4条第1項の規定に関わらず、平成31年1月31日までに
行うものとする。

附 則

この改正は、平成31年3月19日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月8日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業者	<p>障がい児者の福祉の増進又は社会参加を目的として活動する県内の社会福祉法人、特定非営利活動法人、任意団体等（以下「団体等」という。）であって、以下の要件をすべて満たすもの。</p> <p>（1）主として県内の障がい児者やその家族で構成されていること。 （例：障がい当事者団体、家族会）</p> <p>（2）活動範囲が複数の県内市町村に及ぶこと。 （例：県域の団体等、各圏域（東・中・西部）の団体等）</p> <p>（3）任意団体にあつては、構成員が10名以上であること。</p>
2 補助事業	<p>団体等が行うイベント、会議等における手話通訳者（手話奉仕員を含む。以下同じ。）及び要約筆記者（要約筆記奉仕員を含む。以下同じ。）の配置又は点字資料等の作成。</p> <p>ただし、政治活動、宗教活動又は営利活動に係るものは対象外とする。</p>
3 補助対象経費	<p>情報保障の為に必要となる手話通訳者及び要約筆記者の派遣に要する経費並びに点字資料、拡大文字資料及び音声版資料の作成に要する経費。</p> <p>ただし、次に該当するものは対象外とする。</p> <p>（1）当該団体等の構成員に対して支出されるもの。</p> <p>（2）他の補助金等が充当されるもの。</p>
4 補助率	1 / 2
5 補助上限額	10万円

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金事業計画（報告）書

1 団体について

団体名			
代表者名			
所在地	〒 —		
電話番号 ファクシミリ	() — () —	メール アドレス	
団体の目的			
構成員の人数	人	※性質ごとの 人数内訳	障がい児者 : 人 家 族 : 人 その他 : 人
		※その他の 内訳	
主な活動範囲			
主な活動内容			

(注) 団体の定款・規約及び活動概要が分かる資料を添付してください。

2 事業について

実施時期	内 容

3 他の補助金等の活用について

補助対象経費に他の補助金等の充当はありません	<input type="checkbox"/>
------------------------	--------------------------

(注) 補助対象経費に他の補助金等の充当（予定）が無いかを確認の上、□にチェックを入れてください。（他の補助金等が充当される場合は、本補助金の対象外です。）

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金収支予算（決算）書

1 収入 (単位：円)

	本年度予算額 (本年度決算額)	— (本年度予算額)	比 較	備 考
計				

2 支出 (単位：円)

	本年度予算額 (本年度決算額)	— (本年度予算額)	比 較	備 考
補助対象経費				
補助対象外経費				
計				

消費税 の取扱	・消費税法に規定する「事業者」である （ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ） ・消費税法に規定する「事業者」ではない	
	一般課税 事業者の 場合	・補助対象経費から仕入控除税額をすべて除いている ・補助対象経費から仕入控除税額を一部除いている ・補助対象経費から仕入控除税額を除いていない（仕入控除税額が不明）

(注) 消費税の取扱いについて、該当するものに○をしてください。

一般課税事業者の場合であって、補助対象経費から仕入控除税額のすべて又は一部を除いている場合は、当該仕入控除税額を明らかにした書類（任意様式）を添付してください。

(決算書に添付する書類)

- ・事業に係る決算額の内訳が分かる領収書その他の書類の写し

番 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金交付要綱（平成30年11月16日付第201800220229号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住 所
氏 名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により額の確定通知があつた鳥取県手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取県手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金交付要綱（平成30年11月16日付第201800220229号鳥取県福祉保健部長通知）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	本補助金の額の確定額	金	円
2	額の確定時に既に補助対象経費から除かれている仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額	金	円
4	3の額を仕入控除税額として算出した補助金実績相当額	金	円
5	補助金返還相当額（1－4）	金	円